

令和8年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(新規事業のご案内)



令和8年3月30日
姫路市 障害福祉課

事業のご案内（目次）

	事業名	対象サービス
1	医療型短期入所開設促進事業 NEW	短期入所
2	放課後等デイサービス開設促進事業 NEW	放課後等デイサービス
3	相談支援事業所人材確保事業 NEW	計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援
4	就労支援事業所経営改善事業 NEW	就労継続支援 B 型
5	放課後等デイサービス人材確保事業	放課後等デイサービス
6	姫路市障害福祉サービス事業所等サポート事業	全サービス
7	障害福祉サービス等事業所向け無料弁護士相談事業	全サービス
8	介護テクノロジーの導入支援事業	一部サービス
9	介護ロボット等の導入支援事業	全サービス

対象サービス	短期入所（医療型（特定）短期入所サービス費）
事業内容	市内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院からの医療型短期入所の開設相談や個別支援を行います。
実施事業者	未定
施行時期	未定
その他	ホームページ掲載予定

対象サービス	放課後等デイサービス
事業内容	放課後等デイサービス事業所の開設を促すため、開設前後の相談窓口の設置を初めとする支援を行います。
実施事業者	未定
施行時期	未定
その他	ホームページ掲載予定

相談支援事業所人材確保事業（仮）

新規

【令和8年度事業者説明会資料】

対象サービス	計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援
事業内容	新たに相談支援専門員を雇用した場合に、人件費の助成を行います。 ・1人あたり5年間で最大600万円 ・人件費の2分の1を上限
施行時期	未定

就労支援事業所経営改善事業（仮）

新規

対象サービス	就労継続支援B型
事業内容	経営的な工夫や販路の開拓といった工賃向上策について、事業所ごとに適した戦略を共に構築していくため、専門家によるセミナーの開催や、アドバイザーの派遣といった支援を行います。
施行時期	未定

事業内容	令和6年4月以降に新規開設した放課後等デイサービス事業所が、常勤・専従職員として児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士を雇用した場合、放課後等デイサービス事業所に一時金を交付します。(注1)
令和8年度申請対象	<ul style="list-style-type: none">➤ 令和8年度に新規開設した放課後等デイサービス事業所➤ 令和7年度に一時金の交付決定を受けた放課後等デイサービス事業所 (注2、注3)
支給額	<ul style="list-style-type: none">➤ 児童発達支援管理責任者 月2万円 (最大3年間)➤ 児童指導員及び保育士 月1万円 (最大3年間) 重症心身障害児、医療的ケア児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所の場合 月1万円加算 (最大1年間)
支給日	令和9年5月頃 一括支給予定
利用方法	姫路市ホームページをご参照の上、オンライン手続きポータルサイトからご申請ください。 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000020503.html (放課後等デイサービス人材確保事業)

注1：市内の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所に、過去1年以内に上記職種で勤務した場合は対象外です。

注2：令和7年度に新規開設した放課後等デイサービス事業所の申請受付は終了しています。

注3：令和6、7年度に申請した場合であっても、毎年申請が必要です。

<p>主な内容</p>	<p>社会保険労務士等の専門家が、事業所訪問を行い、事業所の支援を無料で行います。</p>
<p>支援メニュー</p>	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 処遇改善加算の取得・ランクアップ【R8改定対応】 ➤ 法定要件（BCP、虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策）の整備 ➤ カスタマーハラスメント対策 ➤ 人材確保・人材定着支援 ➤ その他の運営支援
<p>対象事業者</p>	<p>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所</p>
<p>支援回数</p>	<p>1事業所につき【最大4回まで無料】 （訪問またはオンライン / 1回120分以内）</p>
<p>利用方法</p>	<p>姫路市ホームページの申込用紙を委託先である【介護労働安定センター】に送付してください。 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028986.html</p>

<p>主な内容</p>	<p>利用者や家族からのハラスメント、サービス提供の事故、利用料滞納時の対応、契約内容等に関する法律問題について、兵庫県弁護士会の担当弁護士と相談することができます。</p>	
<p>対象事業者</p>	<p>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所</p>	
<p>利用条件</p>	<p>相談料</p>	<p>無料</p>
	<p>相談時間</p>	<p>最大100分/回</p>
	<p>相談日</p>	<p>平日（9：30～16：30）</p>
<p>利用方法</p>	<p>①障害福祉課に電話（079-221-2454）する。 ②障害福祉課から担当弁護士の連絡先を聞く。 ③担当弁護士と日程調整し、相談日に担当弁護士事務所で相談する。</p>	
<p>利用方法</p>	<p>障害福祉サービス等事業所サポート事業 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028986.html</p>	

主な内容	内容	I C T 機器の導入、A I カメラ等の導入支援
	I C T 機器	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所
	A I カメラ等	障害福祉サービス事業者 ○対象外 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、就労定着支援、相談支援事業所、障害児支援事業（未定）
補助対象経費	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（注1）、AIカメラ等、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。	
補助率	補助対象経費の 3 / 4 （補助対象経費上限100万円）	
利用方法	例年 9 月頃 翌年度	I C T 機器等の予算要望調査 国庫補助協議後に申請を案内し、交付決定後に購入

<p>対象事業所</p>	<p>全サービス事業者</p>	
<p>補助対象経費 (全ての要件必須)</p>	<p>目的要件</p>	<p>日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること</p>
	<p>技術的要件</p>	<p>ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること</p>
	<p>市場的要件</p>	<p>販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の 3 / 4</p>	<p>【補助対象経費上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 2,100千円（1施設あたり） ・ グループホーム 1,500千円（1事業所あたり） ・ その他事業所 1,200千円（1事業所あたり）
<p>利用方法</p>	<p>例年9月頃 翌年度 ICT機器等の予算要望調査 国庫補助協議後に申請を案内し、交付決定後に購入</p>	